

神流町立万場小学校いじめ防止基本方針

万場小学校では、保護者や地域、関係機関と連携を図り、いじめの防止及び早期発見、早期解決に向けて、適切かつ速やかに対処します。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 基本的な考え方

学校生活全体を通して、児童に自己存在感・自己有用感をもたせ、共感的な人間関係を築くことが、いじめ防止の第一歩である。生徒指導実施上の4つの視点を踏まえた楽しい授業、分かる授業を展開するなど、様々な教育活動をおし、児童・生徒のよさを認め、ほめ、励まし、伸ばすことで、生徒が自己実現を図れるようにすることが大切である。

<いじめ防止に関する基本認識>

- (1) いじめは、どの学級どの子どもにも起こりえるという共通認識のもと、「いじめをしない、させない、許さない」理念を核として「いじめは絶対に許さない」という学校風土を醸成する。
- (2) いじめられている子どもを、断固として守り通すとともに、いじめる子どもに対しては毅然とした対応と継続的な指導を行う。
- (3) 保護者との信頼関係を築き、地域や関係諸機関と積極的に連携を図る。

3 情報共有

- (1) 関係諸機関と、児童生徒情報を共有できるよう、積極的な情報交換を行う。
- (2) 生徒指導委員会を核として、教師間で迅速かつ正確な情報共有を行う。
- (3) 神流町小中連携一貫校として情報共有をしっかりと行う。特に小学生時代のトラブルについて確実に引き継ぐ。
- (4) 保護者との相談の機会を確保し、綿密な情報交換を行う。

4 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止対策委員会

- 1 いじめ防止対策委員会の役割
 - 「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」及び「いじめの対処」に関する、計画立案
 - 「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」及び「いじめの対処」に関する、対策策定
 - 関係機関・関係団体との連携
 - いじめ問題に関する情報及び生徒・家庭に関する情報の収集と事態への対応
- 2 いじめ防止対策委員会の構成メンバー
 - 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教諭代表、養護教諭（教育相談）、（SC、SSW）
 - 関係する事案の学級担任
 - その他 必要に応じ、神流町教育委員会、子ども課、児童相談所等関係諸機関の担当者
- 3 いじめ防止対策委員会の開催
 - 毎月の職員会議の中で、開催
 - その他、校長が必要と認めた事案等に対し、適宜・迅速に開催

5 いじめの未然防止に努める

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

◇きまりや規律を守らせる

◇学力を保障する

- ・「わかる」授業作り（指導の工夫、改善）をし、つまずきに応じた支援を行う。
- ・家庭学習を充実させる。

◇豊かな心を育む

- ・キャリア教育・福祉教育を充実させ、地域住民、高齢者との交流活動を行う。
- ・ヤマメの放流、野鳥観察、樹木の観察、動物ふれあい教室、命の誕生講座等を行い、命の大切さに気づかせる。
- ・「ノーメディアデー」の取り組みを推進し、家庭でも読書を習慣化させる。
- ・縦割り班活動を通じて、望ましい人間関係づくりをする。

◇自己有用感を育てる

- ・行事や集会、授業で、児童が主体的に関わり、自己有用感を味わえるようにする。
- ・お互いの「いいとこさがし」を行い、共感的人間関係を育む。

(2) 児童会・学校間連携での取り組み

- ・郡内の小・中・高5校の児童会・生徒会役員が集まり、ワークショップを通じていじめの未然防止について考える。

6 早期発見、早期対応を図る

(1) 早期発見

◇いじめの兆候を見逃さず、情報を共有する

- ・毎月、いじめ防止アンケートを実施する。
- ・気になる記述があった場合は、担任が聞き取りを行い、生徒指導主任に報告し、対応が必要な場合は管理職に報告するとともに複数で情報収集などの対応をする。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談活動を活用し、悩みを聞き取る。

◇家庭及び地域との連携を強化する。

- ・保護者との連絡帳のやり取り、懇談会や面談等により、保護者との信頼関係の構築するとともに、相談しやすい学校風土づくりを進める。
- ・学校運営委員や民生委員との日頃からの連携を密にし、情報収集に努める。

(2) 早期対応

◇対応の流れ

- 初期対応
- ・いじめ対策委員会を招集し、事実の把握と指導方針等を検討、確認する。
 - ・関係機関に報告し、連携を図る。
 - ・いじめ対策委員会の役割分担（情報収集、記録、保護者対応、マスコミ対応等）を明確にする。
 - ・学校職員に対応を伝え、組織的な対応をとる。
 - ・被害者や通報者に対する二次的トラブルの防止対策を徹底する。

<指導の流れ>

- ①被害児童からの聞き取り及び心のケア
- ↓
- ②被害児童の意向を生かした正確な実態把握、加害者への聞き取り及び指導
- ↓
- ③被害児童の保護者への説明及び意向の確認
- ↓
- ④被害児童の保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明

7 重大事態に対処する

[重大事態の定義] (いじめ防止対策推進法第28条)

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがある場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

町教育委員会への報告

- ・重大事態の発生時、概要と対処の仕方を速やかに報告し、助言を受ける。
- ・途中経過を報告し、助言を受ける。また、結果報告を速やかに行う。

当該事案に対処する組織の設置及び調査

- ・町教育委員会の助言を受け、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・関係諸機関との連携を適切にとりながら、事実関係を明らかにするための調査を実施する。

調査結果の報告

- ・調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、必要に応じて、臨時保護者会を開催し、概略・再発防止の対策等を説明し、理解・協力を求める。

8 保護者、地域等と連携する

保護者の役割 (いじめ防止対策推進法第9条)

- ・保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」。
- ・保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努める。

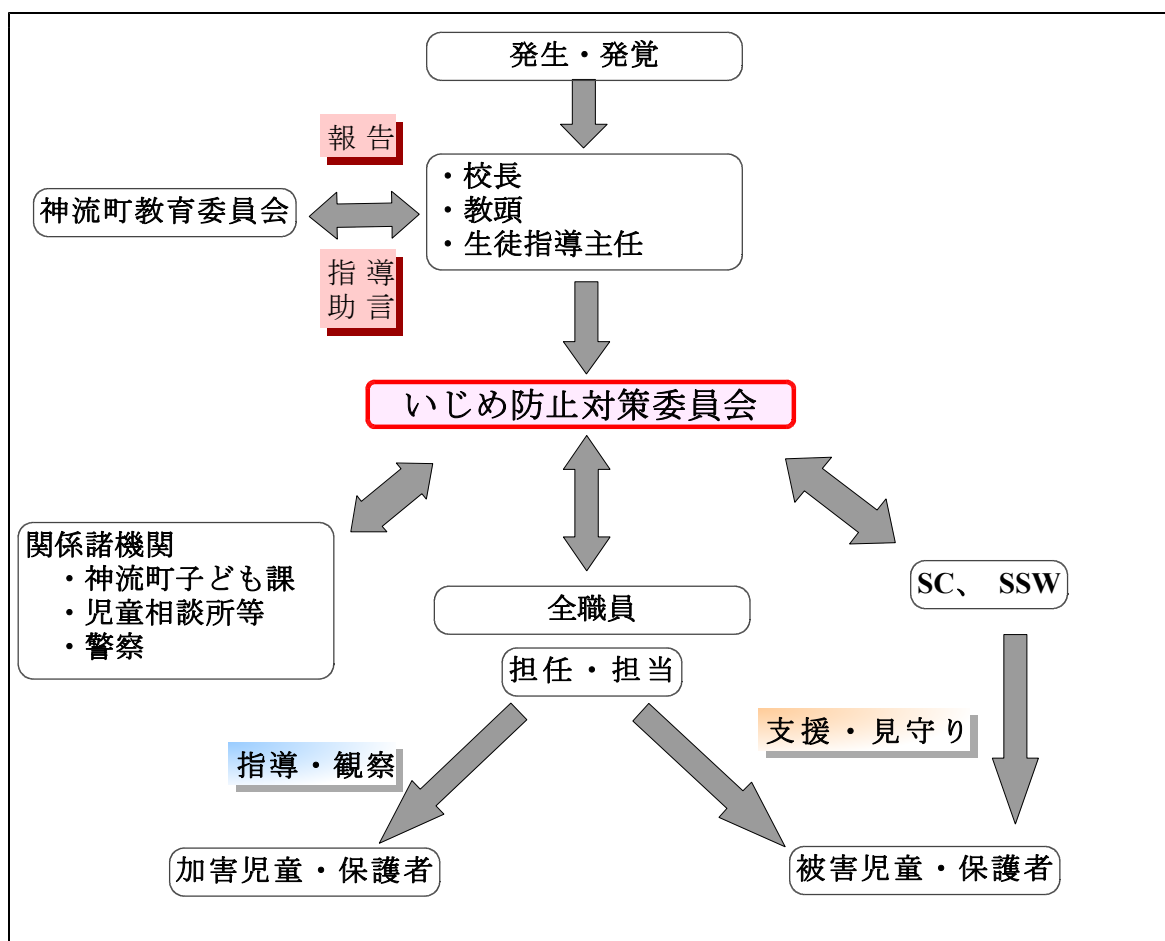
地域の役割

- ・子どもが安心して過ごすことができる環境をつくり、地域において大人が子どもを見守る。
- ・地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や町教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行う。

学校・保護者・地域の連携推進

- ・PTAの会議や保護者会、家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行う。
- ・学校だより、学級だより等を通して、学校生活や指導の様子、SCの来校日等の情報提供を行い、保護者が相談しやすい環境作りに努める。
- ・人権擁護委員、要対協等と連携し、いじめ防止に努める。

9 組織的な対応をとる



10. いじめ防止に関する年間計画

月	具体的な取組内容	取組上の留意点
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等の対策のための組織の設置 ○第1回いじめ対策委員会 ○こころのアンケート① ○いじめ防止に関する年間計画の共通理解 ○学校間、学年間の情報交換、指導引き継ぎ ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり ○保護者への「学校基本方針」の説明、相談窓口の周知 ○学校行事（みかほ登山）を活用した人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての教職員が学校基本方針を、共通理解する ・保護者、地域の方々にもいじめ防止等の取組について理解してもらえよう、保護者会や、学校通信、Webページ等で周知を図る
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回いじめ対策委員会（職員会議の中で） ○こころのアンケート② ○教育相談の実施（担任による二者面談、スクールカウンセラーによる面談：進級に係る児童の実態把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの活用
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回いじめ対策委員会（職員会議の中で） ○こころのアンケート③ ○前期人権週間《さらり一番星》 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業を通じた人間関係づくり
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回いじめ対策委員会（職員会議の中で） ○こころのアンケート④ 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回いじめ対策委員会（職員会議の中で） ○こころのアンケート⑤ ○学校基本方針の見直しと12月までの取組について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組全体の見直しや、今後の取組について検討を行い、2学期以降の方針を確認する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○第6回いじめ対策委員会（職員会議の中で） ○こころのアンケート⑥ ○夏休み明けの教育相談の実施（スクールカウンセラーとの面談 他） ○学校行事（運動会）を通じた人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握を行い、いじめの未然防止や早期発見に役立たせる
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○第7回いじめ対策委員会（職員会議の中で） ○こころのアンケート調査⑦ ○学校行事（バス旅行）を通じた人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事等を通して、よりよい人間関係を構築する
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○第8回いじめ対策委員会（職員会議の中で） ○こころのアンケート⑧ ○人権学習月間（児童会が中心となったいじめ防止活動の実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が互いの良さを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりを進める
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○第9回いじめ対策委員会 ○こころのアンケート⑨ ○（いじめ意識アンケート、あいさつ運動の実施、相談箱の活用等） ○いじめ防止子ども会議参加 ○学校評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果を基に、取組全体の見直しや、今後の取組について検討を行い、冬休み以降の計画を修正する
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○第10回いじめ対策委員会 ○こころのアンケート⑩ ○冬休み明けの教育相談の実施（担任と児童で二者面談。必要に応じて、スクールカウンセラーを活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握を行い、いじめの未然防止や早期発見に役立たせる
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○第11回いじめ対策委員会 ○こころのアンケート⑪ 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○第12回いじめ対策委員会 ○こころのアンケート⑫ ○学校基本方針の見直しと来年度へ向けての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の活動が十分に「いじめ防止に有効であったか」等を振り返り、次年度に向けての取組について考えられるようにする

11. 取り組みの検証と見直しについて

- (1)もし、期待するような改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の取組内容や取組方法の見直しを行う。
 (2)こうした手順を繰り返しながら取組を継続していく。

※本校の「取組評価アンケート」(対象：教職員)

教師の言動	1 児童の言い分に耳を傾けている。	
	2 児童のよさを見付けようとしている。	
	3 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。	
	4 えこひいきや差別をせずに児童に接している。	
	5 むやみに競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しついたりすることがない。	
	6 個人のプライバシーを守っている。	
	7 一日に1回は会話をするなど、どの児童ともかかわり合いをもっている。	
	8 教師自身が児童を傷つけたり、いじめを助長したりするような言動はしていない。	
授業	1 わかりやすい授業、充実感の持てる活動が行われている。	
	2 どの児童の発言にも、全員が耳を傾けている。	
	3 困ったことを話題にし、本音を出して考え合う雰囲気ができている。	
	4 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。	
	5 リーダーに協力する支援体制ができている。	
	6 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。	
生活場面	1 誤りを認め、許し合えるムードがある。	
	2 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。	
	3 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。	
	4 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。	
連携	1 学年会や他の会議で、児童の様子を情報交換できる場が確保されている。	
	2 日頃から、職員室に児童や学級の様子を気楽に話題にできる雰囲気がある。	
	3 学年だよりや学級だよりを通して、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。	
	4 日頃から、個々の児童の様子を保護者と連絡し合っている。	
	5 いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。	

(令和6年10月31日改訂)